

## 林野庁作成のガイドライン（案）に関して寄せられた主な意見（概要）

区分	主な意見の概要
① 定義について	<p>a 合法性の定義が示されているが、森林に関する法令の具体的な範囲を示すべき</p> <p>b 海外では、森林を所有する権利や利用する権利が明確でない地域がある。特にこうした地域での土地の所有権や賃貸契約が文書化され、そうした権利や契約に反していないことが「合法性」の証明に含まれるべき</p> <p>c 持続可能な森林経営の定義は社会的に合意が得られていないが、何らかの定義を示すべき</p>
② 証明方法について	<p>d 合法性の証明は、形式は定めず簡素なものとし、基本的には各企業からの自己申告のような形で対応できるようにすべき</p> <p>e 合法性の証明は、「手続が正しくなされたもので、手続に不正がないことが証明されたものであること」とし、手続の正当性をさらに厳しく規定すべき</p> <p>f どの程度の記載内容であれば証明書として許容されるのか具体的に示すべき</p> <p>g すべての証明方法において、政府や木材業者関係者とは別に、「独立した第三者機関による審査」が行われた上で、「合法性、持続可能性」の証明がなされるべき</p> <p>h 森林認証制度は、合法性および持続可能性の要件を満たすものであることを明記すべき</p> <p>i 持続可能性については、森林認証制度によってのみ可能とすべき</p> <p>j 各森林認証制度の信頼性について検証し、信頼できると判断されたもののみを用いるべき</p> <p>・ 森林認証による証明</p> <p>k どういう組織が「森林・林業・木材産業関係団体」に該当するか、国内及び海外の両者につき要件を示すべき</p> <p>・ 団体認定による証明</p> <p>l 団体認定の仕組みについて、一定水準を確保するための具体的な手続を示すべき</p> <p>m 自主的行動規範に最低限記載されるべき事項等を明記すべき</p> <p>n 証明書の記載内容は、何をどのように記載すべきか、証明書の参考様式を示すべき</p> <p>o 証明書には、サプライチェーンを特定することができる情報を記載すべき</p> <p>・ 個別企業等の証明</p> <p>p 個別企業等の独自の取組による証明方法では「規模の大きな企業等」とあるが、規模の大小で木材・木材製品の合法性、持続可能性の確認方法が変わるものではないことから、「企業等」とすべき</p> <p>q 個別企業等の独自の取組による証明方法に関するイメージ図も示すべき</p>
③ 証明書の保管等	r 証明書の保管期間を明示すべき
④ 取組状況の検証と見直し	<p>s 協議会の設置時期、および見直し時期を明記すべき。また、協議会メンバーについては、業界の実態を踏まえ幅広い分野から選任すべき</p> <p>t 本措置の実施に当たっては、実際に調達された木材製品を事後評価し、適切に合法性・持続可能性が証明・確認されているかどうかを公正にチェックすべき。また、調達された木材製品の合法性に疑義が生じた際には、納入業者に合法性を証明する書類の提出を要請するなど、独立したチェック体制を整えるべき</p>
⑤ その他	<p>u 海外については、合法性の証明書類の発行が円滑に実施されるよう我が国政府から輸出国政府に対し、要請すべき。また、木材輸出国の森林の伐採に関する法令等を早急に調査し、関係者に情報を提供すべき</p> <p>v 本ガイドラインには、調達側である国の機関としてやるべき事が何ら書かれていない。本来、グリーン購入法は国の機関と契約業者に対して義務を課すものであることから、調達者としてできる事、やるべき事もガイドラインに盛り込むべき</p>

注：グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直し概要（案）に対する意見募集の際（平成18年1月実施）に寄せられた意見

林 野 庁  
平成18年5月23日

## ガイドラインの見直しに対するNGOの意見(H18.12)について

1. 本措置が2006年4月に施行された後、速やかにガイドラインの改定に向けて作業を開始すること
2. 改定される新ガイドラインは、林野庁だけではなく、環境、国土交通、経済産業各省と、関係団体、NGOが公平に参加した協議会で開かれた議論を通じて作成すること。その際、関係省庁、業界、NGOのバランスを考慮すること。
3. 協議会の議論の経緯は議事録として記録すること。

以上